5　外為令別表の一〇の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　次のイ及びロに該当するレードームを製造するためのプログラム

イ　電子的に走査が可能なアレーアンテナを保護するために設計したもの

ロ　［略］

二　［略］

6　［略］

第二十三条・第二十四条　［略］

第二十五条　［略］

2　外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは部分品の試験のためのプログラムであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（試験装置を運用するためのもの、作業者の安全を確保するためのもの又は製造、修理若しくは保守の領収試験（製品が適切に組み立てられ、若しくは修理されたかどうかの判断を行うものをいう。）のためのものを除く。）

（一）　次のいずれかに該当するものの試験のために特に設計したもの

1　航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは部分品であって、次項第二号イからトまで若しくはヌ若しくはヲ、同項第三号若しくは第四号又は第二十七条第六項第一号のいずれかに該当する技術を用いたもの

2　バイパス流路又はコア流路を提供する多段圧縮機であって、次項第二号イからトまで若しくはヌ若しくはヲ、同項第三号又は第二十七条第六項第一号のいずれかに該当する技術を用いた航空機用ガスタービンエンジンのために特に設計したもの

（二）　次の1及び2を行うように特に設計したもの

1　実時間でのデータの収集及び処理

2　試験中における試験物又は試験条件のフィードバック制御

ハ～ト　［略］

四・五　［略］

3～5　［略］

第二十六条～第二十八条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年一月九日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　外為令別表の一〇の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　次のイ及びロに該当するレードームを製造するためのプログラム

イ　電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナを保護するために設計したもの

ロ　［略］

二　［略］

6　［略］

第二十三条・第二十四条　［略］

第二十五条　［略］

2　外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

三　プログラムであって、次のいずれかに該当するもの

イ　［略］

ロ　航空機用ガスタービンエンジン又はその部分品の試験のためのプログラムであって、実時間でデータを収集、処理及び解析し、かつ、試験中にフィードバック制御を行うように設計したもの

［新設］

ハ～ト　［略］

四・五　［略］

3～5　［略］

第二十六条～第二十八条　［略］